



2024年6月12日

各 位

会 社 名	株式会社ADワークスグループ
代表者名	代表取締役社長 CEO 田中 秀夫 (コード番号：2982 東証プライム)
問合せ先	執行役員 経営企画部門 部門長 山野 潤
電話番号	03-5251-7641

新卒従業員を対象とする株式報酬制度に伴う

譲渡制限付株式の発行（第7回）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、当社グループに2019年4月1日付、2020年4月1日付、2021年4月1日付、2022年4月1日付および2023年4月1日付で入社した新卒従業員に対し、新株式を発行し報酬として付与することを決議しましたのでお知らせいたします。

これは、当社の子会社である株式会社エー・ディー・ワークスが、5年間にわたり通常の金銭報酬に加えて、報酬として自社株式を付与するために設置した制度（以下、「本制度」という）であり、当社グループにおいて本制度を踏襲し、引き続き実施するものです。制度開始以降、今回が7回目の実施であり、2019年4月1日入社の新卒従業員にとっては5回目、2020年4月1日入社の新卒従業員にとっては4回目、2021年4月1日入社の新卒従業員にとっては3回目、2022年4月1日入社の新卒従業員にとっては2回目、2023年4月1日入社の新卒従業員にとっては1回目の新株式の発行および付与となります。

記

1. 本制度の目的

当社は、役員及び従業員が自社株式を保有することを通じて、経営への参画意識を高め経営計画にコミットするとともに、その長期的成果とともに享受する体制を構築するべく、各種施策を実施しております。

本制度は、それを目的とした施策として、2018年3月から実施しております。

本制度により、新卒として入社後、5年間にわたり通常の金銭報酬に加えて、報酬として自社株式を付与することで、主に以下の効果を期待しております。

- (1) 経営への参画意識の向上
- (2) 優秀な新卒従業員の採用および定着
- (3) 会社へのロイヤリティの醸成
- (4) 主要な事業領域である「投資・資産運用」に対する理解の促進

また、本制度は、近年我が国で推し進められている「貯蓄から投資へ」の流れに沿うものであり、一企業として、日本の経済・社会の活性化に貢献するという社会的な意義もあわせ持つものと考えております。

2. 募集の概要

(1) 株 式 種 別	特定譲渡制限付株式（法人税法第 54 条第 1 項に規定する特定譲渡制限付株式）
(2) 払 込 期 日	2024 年 7 月 31 日
(3) 発 行 新 株 式 数	当社普通株式 52,500 株
(4) 発 行 価 額	1 株につき 229 円
(5) 発 行 価 額 の 総 額	12,022,500 円
(6) 出 資 の 履 行 方 法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社グループ従業員 35 名 52,500 株

【本制度の詳細】

対象新卒従業員は、本制度に基づき当社グループから支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が発行又は処分する普通株式 1 株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎とする等、本制度により当該普通株式を引き受ける対象新卒従業員に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定します。

今回は対象新卒従業員に、金銭債権合計 12,022,500 円（以下「本金銭債権」）、当社が発行する普通株式 52,500 株（以下「本割当株式」）を付与いたします。

また、本譲渡制限付株式の割当てにおいては、本制度に基づき、割当予定先である対象新卒従業員 35 名が当社グループに対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について引き受けることとなります。

本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象新卒従業員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」）を締結するものとし、その内容には、①対象新卒従業員は、本割当契約によって交付された株式を本割当契約に定める一定の期間（以下「譲渡制限期間」）、自由に譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと（以下「譲渡制限」）、②本割当契約に基づき割り当てられた株式の全部又は一部の譲渡制限を譲渡制限期間が満了した時点で解除すること、③譲渡制限が解除されなかった株式その他一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれます。

なお、本制度における株式の譲渡制限期間は約 11 ヶ月としております。

また、本制度は毎年、企業価値向上への効果や報酬水準の適正度の観点から見直しを行うことを予定しております。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2024 年 7 月 31 日～2025 年 7 月 1 日

(2) 譲渡制限の解除

当社は、原則として、対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社グループの使用人の地位にあったことを条件とし、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除します。

(3) 当社による無償取得事由

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当然に無償で取得するものとします。また、対象新卒従業員が本譲渡制限期間を満了する前に当社グループを退職した場合、その他一定の事由が生じた場合には、当社は本割当株式の全部を当然に無償で取得するものとします。

(4) 株式の管理に関する定め

対象新卒従業員は、当社が予め指定する金融商品取引業者に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、本譲渡制限期間中、本割当株式を当該口座に保管・維持するものとします。

(5) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転契約その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社は本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、当社が当然に無償で取得するものとします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年6月11日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である229円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以上

【ご参考1：これまでの付与実績】

入社年次	付与回数	2020年5月付与株数	2021年3月付与株数	2022年3月付与株数	2023年7月付与株数	2024年7月付与株数(予定)	累計付与株数
2019年入社	5回目	2,300株	2,200株	2,600株	1,700株	1,500株	10,300株
2020年入社	4回目	—	2,200株	2,600株	1,700株	1,500株	8,000株
2021年入社	3回目	—	—	2,600株	1,700株	1,500株	5,800株
2022年入社	2回目	—	—	—	1,700株	1,500株	3,200株
2023年入社	1回目	—	—	—	—	1,500株	1,500株

	2020年5月	2021年3月	2022年3月	2023年7月	2024年7月(予定)
総付与株数	55,200株	66,000株	85,800株	54,400株	52,500株
付与人数	24名	30名	33名	32名	35名

【ご参考2：制度導入時リリース：「エー・ディー・ワークス、自社株式を報酬に組み込む新制度を導入」】

<http://contents.xj-storage.jp/xcontents/32500/23134828/e0c6/4ffb/9f33/elabea9cc175/20161201154530477s.pdf>